

変更① 温対法と省エネ法の不整合部分に係る報告の追加

- 平成17年の省エネ法改正では事業者の負担軽減するための措置として、省エネ法定期報告書にCO₂排出量等に関する報告を追加し、この報告をもって温対法の報告と代えることとしている。しかし、温対法と省エネ法の報告対象の不整合によって報告義務を負う年度に1年間のズレが生じる工場等が存在しているため、当該工場等におけるCO₂排出量等に関する報告を追加する。

変更② 京都メカニズムクレジットの調整期間終了に伴う省エネ法定期報告書様式変更

- 平成27年11月の京都議定書第一約束期間の調整期間終了に伴い、京都メカニズムクレジットの償却期限が満了となるため、様式から関係部分を削除する。

変更③ ベンチマーク拡大に伴う省エネ法定期報告書様式の一部修正

- 現行様式において、定期報告書様式で、工場等判断基準（告示）別表第6表（ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準）区分を引用する記載があるが、今後のベンチマーク拡大の方針に併せて、引用部分を修正する。

変更④ ISO50001の把握に係る省エネ法定期報告書の報告欄の追加

- 定期報告書様式では、工場等判断基準（告示）の基準部分及び目標部分に関して報告されている。今回、目標部分に記載のあるISO50001の活用状況に関する報告欄を追加する。

変更⑤ 法人番号の報告欄の追加

- 番号法第4条に基づき、法人番号の利用による識別管理を促すため、省エネ法で規定される申請等の様式に法人番号の記入欄を追加する。

変更① 温対法と省エネ法における報告対象（事業所単位）の定義の違い

温対法における報告対象（特定事業所）の定義

- 特定事業所（温対法）とは、エネルギー使用量が1500kl/年（原油換算）を超えた事業所（温対法政令第6条第1号）

「指定」の有無が異なる

省エネ法における報告対象（エネルギー管理指定工場等）の定義

- 指定工場等（省エネ法）とは、エネルギー使用量が1500kl/年（原油換算）を超え、経済産業大臣に指定された事業所（省エネ法第7条の4及び第17条）

省エネ法における定期報告書（温対法の報告とみなす）

- 事業者単位の報告（特定表）及びエネルギー管理指定工場等単位の報告（指定表※）を主務大臣に毎年度7月末までに提出する。

※エネルギー管理指定工場等を設置している場合のみ

既存の特定事業者のエネルギー管理指定工場等の追加について（変更あり）

- 既に特定事業者指定されている事業者が設置していた未指定工場等のエネルギー使用量が1500kl/年（原油換算）を超えた場合には、当該事業者は、定期報告書（提出期限：7月末）中の特定表（特定－第11表）で報告を行う。
 - この時点では、当該工場等は未だ指定工場ではないため、定期報告書では当該未指定工場に係る指定表は提出されない。
 - 他方、温対法においては省エネ法上の指定の有無に関わらず報告義務がある。
- ⇒ 定期報告書中で未指定工場のCO₂排出量等に関する報告もさせることとし、省エネ法と温対法を一体的に運用することとしたい。

特定－第11表 現在エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧					
工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号	工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）	
	〒				
	〒				
	〒				
	〒				
	〒				
	〒				
	〒				
	〒				

現行では、当該工場等に係る指定表が提出されていない
※提出時点ではエネルギー管理指定工場等の指定を受けていないため。

変更点

温対法では指定の有無にかかわらず報告が必要であるため、定期報告書の中で当該工場等のCO₂排出量等に関する事項の報告を追加

(参考) 新規の特定事業者のエネルギー管理指定工場の指定について (変更なし)

- 初めてエネルギー使用量が1500kl/年(原油換算)を超えた事業者は、特定事業者と当該事業者の設置するエネルギー管理指定工場等についての届け出を5月末に行う。
- 経済産業大臣は、新規指定工場等として、指定を行う。
- 事業者は、定期報告書（事業者単位の報告（特定表）及びエネルギー管理指定工場等単位の報告（指定表））を、7月末までに国に報告する。（＝温対法の報告となる。）

エネルギー使用状況届出書

取
扱
先
住 所
法人名
代表者の役職名
代表者の氏名
印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第7条第3項又は第19条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギーの使用量 (年度)	原油換算kl
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当する 該当しない

2. エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	細分類番号 事業の名称	エネルギーの使用量 (原油換算kl)
	〒		
	〒		

3. 作成担当者連絡先

所 在 地	〒
-------	---

特定事業者に係る部分

エネルギー管理指定工場等に係る部分

様式第1 エネルギー使用状況届出書 (イメージ)

変更② 京都メカニズムクレジットの廃止について

- 平成17年2月に発効した京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するため、温対法の報告において京都メカニズムクレジットを活用可能としていた。
- この度、京都議定書第一約束期間の調整期間が平成27年11月に終了したため、定期報告書様式から京都メカニズムクレジットに関連する部分の削除を行う。

特定-第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等
 排出年度: _____ 年度

1～5 (略)

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジットの量、国内転出削減量及び海外転出削減量の量

種別	合計量
1. 京都メカニズムクレジット	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考1 本表の1. の欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジット（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第6項に規定する算定相当量をいう。以下同じ。）の合計量を記載すること。併せて、特定-第12表の6の2に、本欄に記載した京都メカニズムクレジットに係る情報を記載すること。

2 本表の2. 以降の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内転出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外転出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定-第12表の6の3に、本欄に記載した国内転出削減量に係る情報を、特定-第12表の6の4に、本欄に記載した海外転出削減量に係る情報を記載すること。

6の2 京都メカニズムクレジットに係る情報

識別番号	移転日	移転した量
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
合計量		t-CO ₂

備考1 移転日の欄には、国の管理口座への移転を行った日を記載すること。

2 本表に記載したすべての京都メカニズムクレジットについて、特定排出者が国の管理口座への移転を行

変更点

京都メカニズムクレジットに関連する部分の削除

変更③ ベンチマークの業種拡大について

- 平成28年4月『エネルギー革新戦略』の中で徹底した省エネを実現するための具体的施策として、「全産業のエネルギー消費の7割をカバーすることを目指す」ことが示された。
- 上記に伴い、定期報告書様式中のベンチマーク指標の状況を報告する部分を一部修正する（備考中「1Aから6Bまで」の区分の説明を削除）。

特定-第6表 ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算 kl)

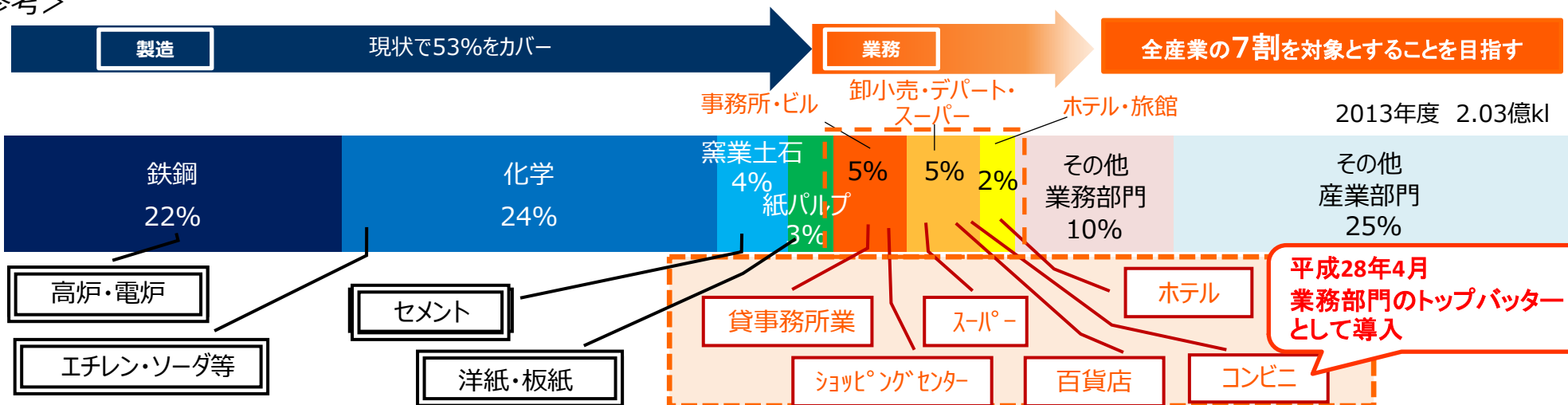
備考 「区分」の欄には、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省告示第66号)の別表第6に規定する区分(1Aから6Bまで)のいずれかを記入すること。

変更点

対象業種の拡大に伴い削除

様式第9 定期報告書 特定-第6表（イメージ）

<参考>



変更④ ISO50001の把握について

- 定期報告書では、工場等判断基準の基準部分と目標部分（エネルギー消費原単位等、ベンチマーク）について報告することになっている。
- 今回、目標部分に記載のあるISO50001について、取組状況の把握や評価のため、報告欄を追加する。

工場等判断基準の構成（告示）

I 基準部分

<前段>

事業者及び連鎖化事業者が工場等全体を俯瞰して取り組むべき事項として以下のア～クまでの8項目を規定

- ア. 管理体制を整備
- イ. 責任者（エネルギー管理統括者）を配置
- ウ. 取組方針（目標、設備新設、更新）を規定
- エ. 取組方針の遵守状況を確認・評価、改善指示
- オ. 取組方針、遵守状況の評価手法を定期的に精査、変更
- カ. 省エネに必要な資金、人材を確保
- キ. 従業員に対して、取組方針を周知、省エネ教育を実施
- ク. エネルギー使用量、管理体制、取組方針等の管理

1 事務所：主要な設備について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置の基準を規定

- (1) 空気調和設備、換気設備 ～ (8) その他

2 工場等：エネルギーの使用に係る各過程について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置の基準を規定

- (1) 燃料の燃焼の合理化 ～ (6) 電気の動力、熱等への変換の合理化

II 目標部分

<前段>

● 事業者及び連鎖化事業者が中長期的に努力し、計画的に取り組むべき事項について規定

- 設置している工場全体として又は工場等ごとに、エネルギー消費原単位又は電気需要原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減の努力
- **ベンチマーク達成に向けた努力**
- **ISO50001の活用の検討** 等

1-1 事務所：主要な設備について、事業者として検討、実施すべき事項を規定

- (1) 空気調和設備 ～ (9) 電気使用設備

1-2 工場等：主要な設備について、事業者として検討、実施すべき事項を規定

- (1) 燃焼設備 ～ (8) 工場エネルギー管理システム

2. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

- (1) 熱エネルギーの効率的利用のための検討 ～ (6) エネルギーの使用の合理化ツールや手法の活用

変更点

ISO50001の活用状況について、
報告内容を追加
※他の事項については、既に報告されている。

変更⑤ 法人番号の報告欄の追加

- 事業者から報告を受ける申請様式（様式第1～9、様式第11～20及び様式第21～25）について、法人番号を報告する記載欄

※受理年月日

※処理年月日

エネルギー使用状況届出書

殿

年 月 日

住 所

法人名

法人番号

代表者の長職名

代表者の氏名 印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第7条第3項又は第19条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

変更点

法人番号記載欄の追加